

償却資産を所有する方は、平成27年2月2日までに申告を！

●申告・問合せ先 市役所税務課 資産税G 内線 202、203

会社や個人で工場や商店などを経営している方が所有する事業用資産は、償却資産として申告する義務があります。詳しくは税務課までお問い合わせください。

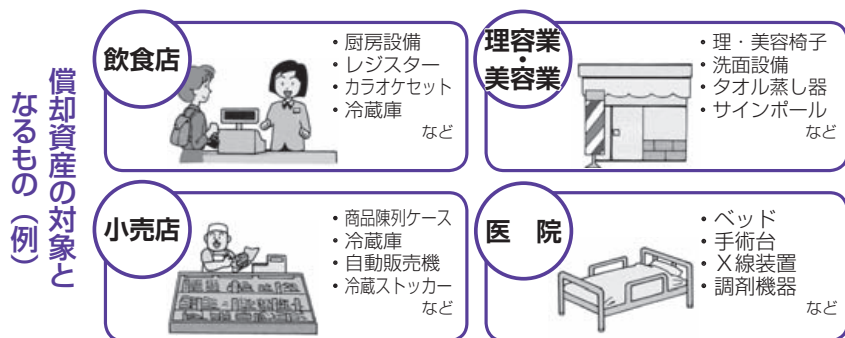
Q1 償却資産とは何ですか？

A1 償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産です。



Q2 償却資産の対象になるものは何ですか？

A2 1月1日現在で、会社や個人が事業用に所有している構築物・機械・器具・備品などの資産です。



Q3 償却資産の評価額の計算方法は？

A3 ・平成26年5月に冷蔵庫（耐用年数12年）を50万円で取得した場合（前年中に取得）
 取得価格 500,000 円 $\times 0.912^* = 456,000$ 円
 ⇒ 評価額（＝平成27年の申告額）
 ・平成25年5月にキャビネット（耐用年数15年）を100万円で取得した場合（前年より前に取得）
 [取得価格 1,000,000 円 $\times 0.929^* = 929,000$ 円
 ⇒ 評価額（＝平成26年の申告額）]
 前年の評価額 929,000 円 $\times 0.858^* = 797,082$ 円
 ⇒ 評価額（＝平成27年の申告額）
 ※減価残存率（耐用年数や取得時期によって異なる）

Q4 償却資産の税額の計算方法は？

A4 課税標準額（1,000 円未満切り捨て） $\times$ 税率（0.014）
 ↓
 = 税額（100 円未満切り捨て）

Q3で求めた評価額のこと（特例が適用される場合があります）

◎課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません

◎期限後申告・調査による課税の場合、延滞金が発生する場合があります

家屋を取り壊した方へ 固定資産税は、毎年1月1日現在で所在する家屋に課税されます。家屋を取り壊したときには、速やかに税務課資産税Gへご連絡をお願いします（家屋の滅失登記をされた場合は必要ありません）。

新春 献血にご協力を！

皆さんのご協力をお願いします。

●日時

平成27年1月5日(月)

10:00～16:00

（昼休み 12:15～13:30）

●会場 イオンタウン守谷

●問合せ先

保健センター ☎ 48-6000



平成26年度 甲種防火管理新規講習

●日程（全2日間）

平成27年2月5日(木)・6日(金)

●会場 ポリテクセンター茨城

（常総市水海道高野町591）

●内容

- ・防火管理の意義・制度
- ・火気管理
- ・施設・設備の維持管理
- ・防火管理に係る訓練・教育
- ・防火管理に係る消防計画

※全日程の受講が必要（欠席・遅刻等は認められません）

●受講料 5,000 円

※常総地方防火協会加入事業所は4,500 円

●定員 先着 80 人

●申込期間

平成27年1月6日(火)～9日(金)

8:30～17:00

●申込方法 受講申請書（ホームページまたは管内各消防署窓口で取得）に必要事項を記入し、直接申し込む

●申込・問合せ先

常総広域消防本部予防課

☎ 23-0904

HP <http://www.jyouso-koiki.or.jp/>